

# コンプライアンス・マニュアル

株式会社 **カンセツ**

2014年03月27日 初版  
2017年04月11日 第2版  
2024年12月21日 第3版  
2025年12月21日 第4版

## 目次

I 誓い

II 目的

III 指針

IV 倫理と法

V 遵守事項

VI コンプライアンス相談窓口の設置（勇気の扉）

VII 改定履歴

## I 誓い

当社は、社是「誠」「技」「信」「和」の精神にのっとり、法令・規則や社内規定を遵守するとともに、企業倫理に則った企業活動を行います。

- 「誠」 誠実なる心をもって
- 「技」 技術を研鑽し
- 「信」 信用を厚くし
- 「和」 和する心で一致団結

### 1. グローバル・コンパクト

「グローバル・コンパクト」が、それぞれの影響力の及ぶ範囲で、人権、労働基準、地球環境、企業腐敗の4分野に関して、国際的に認められた規範を支持し、次の通り実践します。

#### 人権

- 原則1 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重する。
- 原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保する。

#### 労働基準

- 原則3 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持する。
- 原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持する。
- 原則5 児童労働の実効的な廃止を支持する。
- 原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持する。

#### 地球環境

- 原則7 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持する。
- 原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受ける。
- 原則9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励する。

#### 企業腐敗

- 原則10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組む。

## Ⅱ 目的

このコンプライアンス・マニュアルは、企業の使命である「社会の発展に貢献する」「様々な社会問題に対し、戦略をもって取り組む」ために、ESG経営および公正な職場並びに健全な取引関係を築くためのものである。

1. 就業規則・労働関連法規の周知徹底。
2. 業務上の手続き等の適正なる運用の周知徹底。
3. 倫理・法令遵守の意思向上
4. 公平な第三者視点の意識づけ
5. 不正に対する勇気ある行動の意識向上

### Ⅲ 指針

#### 1 事業活動

当社は、機械設計における技術やサービスの提供を通じて社会に貢献するとともに、「リスクマネジメント」「内部統制」の徹底と環境や労働問題などについて自主的に取り組む活動を通し、環境、労働安全衛生・人権、雇用創出、品質、取引先への配慮など、適法、適正にして良識ある企業活動を行う。

- (1) 安全で優れた品質の技術やより社会に満足いただける顧客サービスの提供に努める。
- (2) 事業活動は、機械設計業界のリーディングカンパニーとして規範となるよう公正で自由な企業間競争の基、関連法令を遵守する。
- (3) 環境に関連する法令を遵守し、環境保全に努める。
- (4) 社会を構成する一員として努める。
- (5) 反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

#### 2 会社と社員の関係

会社は安全で健康的な職場環境を確保する一方、社員は公私の別を明らかにし、法令や社内規則を遵守して職務を誠実に遂行する。

- (1) 会社は、労働関係法令を遵守し安全で健康的な職場環境の確保に努める。
- (2) 役員社員は、就業規則等の社内規則を遵守する。
- (3) 役員社員は、モラルハラスメントは行わない。
- (4) 役員社員は、企業秘密・個人情報等を厳正に管理し無断で開示しない。

## IV 倫理と法

当社は、社是の精神にのっとり、法令・規則や社内規定を遵守するとともに、「コンプライアンス」を単に法令遵守にとらえず、現代社会で求められる企業倫理に則った企業活動を行います。

### 1. 意識レベルと規範レベル

倫理と法は規範レベルに位置づけられるものであり、規範レベルとは、意識レベルを元に構築されるものである。

意識レベルにあるのがモラル（道德）と常識であり、規範レベルにあるのが倫理と法である。

倫理は自律的、法は他律的で、倫理を守るかどうかは個人に委ねられ、法は国家権力が強制するものである。倫理は未然防止が可能である事に対し、法は行為の事実に対する摘発という側面を持っているがゆえに、常に高い法意識が必要である。

モラルと道德は、個人的良心や責任感と社会的「慣習道德」による要素によって異なる価値観となる側面を持つゆえに、当社としてのモラルと道德とは、客観的（事実意識）と社会的「慣習道德」とに位置づけ、変化する社会情勢に沿って、繰り返し教育の実施を行うことによって、コンプライアンス意識向上に計画的に取り組みます。

### 2. コンプライアンスとは

当社においてコンプライアンスとは、社是・経営社訓に揚げられた理念に則り、法令・規則・諸規定を遵守することであり、高い倫理観を保持しながら企業活動を行います。

当社役員社員は、倫理と法の遵守に基づき収益を追及することが、様々なステークホルダー（利害関係者）の期待や要望に応えると確信し、健全な企業活動を行う。

当社役員社員は、企業人として実践していかなければならない行動指針そのものがコンプライアンスであり、その意義をよく理解し、企業活動のみならず、社会生活においてもコンプライアンスにそった行動をとります。

## V 遵守事項

1. 人権の尊重
2. 安全衛生の方針
3. 公正・正当な取引
4. 営業秘密
5. 知的財産権
6. 反社会的な活動
7. 地球環境の保全
8. 秘密情報管理
9. 情報システム
10. 機微技術管理
11. 業務遂行

## 1. 人権の尊重

(差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の禁止)

- (1) 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、心身の障害などに基づく差別を行ってはなりません。また、このような差別を許さない。
- (2) セクシャルハラスメント（職場における性的な言動に対する他の従業員等の対応により、当該従業員等の労働条件に関して不利益を与える事、または性的な言動により他の従業員等の就業環境を害する事）を行わない。また、このようなセクシャルハラスメントを許さない。
- (3) 職権等の力関係を利用して、当該職権等の範囲を逸脱した行動により、他の従業員等に対して精神的または身体的な苦痛を与え、当該従業員等の人格の侵害や職場環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）を行わない。また、このようなパワーハラスメントを許さない。

## 2. 安全衛生の方針

(安全衛生管理、職場のリスクアセスメント、健康障害、社員教育の推進)

- (1) 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努める。
- (2) 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、“災害ゼロ”から“危険ゼロ”の安全で快適な職場づくりを推進する。
- (3) 過重労働及びメンタルヘルスの不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進する。
- (4) 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行する。
- (5) 社員教育及び社内広報活動を通じ、安全衛生意識の高揚に努める。

- (6) 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する。

### 3. 公正・正当な取引

(私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を行わない)

- (1) 私的独占の禁止

単独あるいは特定の事業者と結合するなどして、他の事業者の事業活動を排除・支配することにより、市場における競争を制限する行為を行わない。

- (2) 下請法の遵守

下請業者と委託・情報成果物作成委託・役務提供委託取引を行う場合、下請法に基づき、必要記載事項を全て記載した発注書面を交付する義務を遵守しなければならない。また、下請代金の支払遅延や不当減額などの行為を行わない。

### 4. 営業秘密

(営業秘密の不正取得・仕様等、不正競争行為を行わない)

- (1) 窃盗、詐欺、脅迫その他不正手段による他人の営業秘密の取得や使用・開示をしない。また、不正取得行為が介在したことを知って他人の営業秘密を取得した場合も同様とする。

- (2) 他人の表示（照合、商標、標章など）として広く認識されているものの同一または類似のものを無断で商標として使用しない。

- (3) 虚偽の事実により競争関係にある他人の信用を害するような行為を行わない。

### 5. 知的財産

(他人が所有する知的財産権を侵害しない)

- (1) 新しく商品や設備を開発するにあたっては、他人が所有する特許権、商標権等の産業財産権を侵害しないか調査・確認を行い、他人が所有する産業財産権を侵害しない。
- (2) コンピュータープログラムの無断複製・改変等、他人が所有する著作権の無断使用は、厳に行わない。

## 6. 反社会的活動

(反社会的活動や勢力には毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する)

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たない。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしない。
- (3) 反社会的勢力とは、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。
- (4) 反社会的勢力の影響力を利用しない。

## 7. 地球環境の保全

良き企業市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄と調和を図りながら、健全なる地球環境の保全に向けて最善をつくす

- (1) 国内の環境関連の諸法令・規則および合意した協定等を遵守する。
- (2) 環境を保全・改善する技術の提供に努める。
- (3) 当社は、紛争地域における人権侵害や武装勢力の資金源となるおそれのある紛争鉱物について、購入および使用を禁止します。

## 8. 秘密情報管理

(秘密情報管理は、細心の注意を払う。他人より開示の秘密情報も同様)

- (1) 秘密情報の保持  
当社の秘密情報を、許可なく他人に開示したり、自己の為に使用するなど不正に使用しない。
  - (2) 秘密情報の開示  
取引上必要により当社の秘密情報を他人に開示する場合は、必ず秘密保持契約書を締結する。
  - (3) 他人の秘密情報  
他人から開示を受けた秘密情報を不正に使用してはならない。また、秘密保持契約を結んだ場合は、その契約に従い行動する。
  - (4) 秘密情報の管理  
秘密文書の作成、授受及び保管、保存、破棄等の取扱、処理については、品質管理マニュアルの文書管理に基づき、作成者あるいは名宛人が自ら行い、秘密事項の漏えいがないよう万全の措置を講じる。
  - (5) 退職後の秘密保持義務  
退職後といえども、職務上知り得た会社の秘密ならびに個人情報を漏えい、自らまたは他人のために利用する等会社の利益を侵害する行為をしない。
  - (6) 個人情報の保護  
個人情報は情報の提供者に明示した目的内の利用に限定し、正当な理由なく第三者に提供しない。また、不正侵入、紛失、改ざん、漏えい等がないよう、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し厳重かつ適正に管理する。個人情報の処理を第三者に委託する場には、当該第三者が個人情報を適正に管理するよう指導する。
- <注> 「個人情報」とは、生存する個人に関し、氏名生年月日その他により特定の個人を識別可能な情報であり、名刺から得られる程度の情報であっても個人情報に該当する。

## 9. 情報システム

(当社の情報システムを不正に使用または、害してはならない)

- (1) 著作権の侵害  
設計図書データ、プログラム等他人の著作物を違法に取得、使用、複製、変更、配布等しない。
- (2) 名誉棄損・不快感を与える情報の流布  
他人の名誉を傷つける情報や侮辱するような情報、他人に不快感を与える情報、卑猥な情報を流さない。
- (3) 偽りの風説を流布する等して、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害しない。
- (4) 不正アクセスの禁止  
他人のユーザーIDやパスワードを利用してコンピューターに不正に侵入し、情報を不正に取得し、破棄や誤作動をさせる等して、業務の妨害をしない。
- (5) ウィルス対策  
当社がウィルスの発信源となることは、当社の信用を失わせることにもなりかねず、技術企画部やシステム管理責任者の指示に従い、パソコンのウィルス対策ソフトを常に最新の状態にし、ウィルスの感染・流布を防ぐ。また不審な電子メールや添付ファイルは不用意に開かず、メール本文に記載されたURLへのアクセスの前に、正規のURLであることを確認する。
- (6) 不適切な内容の電子メールの防止  
電子メールは、書面に比べて宛先を間違えたまま、あるいは内容が不適切・不正確なまま、作成・送信されがちのため、送信前の都度の再確認を行う。
- (7) 情報セキュリティー管理規定の厳守  
当社情報セキュリティー管理に基づき、細心の注意をはらい情報を取り扱う。

## 10. 機微技術管理

ボーダー・「みなし輸出」管理を徹底し、外国為替及び外国貿易法に抵触する一切の行為を禁止する。

- (1) 国境を超える技術提供。
- (2) 国内外における居住者から非居住者に対する提供。

## 11. 業務遂行

(誠実に当社の業務を遂行し当社の利益に反する行為を行わない)

- (1) 当社の名誉・信用を傷つけるような行為は行わない。
- (2) 当社の有形・無形の資産を不当に滅失・毀損する行為を行わない。
- (3) 取引先またはその役員・社員等の関係者から会社通念の範囲を超える金銭、贈物、接待、その他の経済的利益の供与を受ける行為、借金の保証人を依頼する等、取引先との癒着を生じさせるおそれのある行為を行わない。
- (4) 退職する際には、当社に権利が属するものについては返還し、また退職後にも不正に利用しない。
- (5) 業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても当社の責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を越える行為を行わない。
- (6) 個人的な目的で当社の財産、経費を使わない。
- (7) 当社の立場と私的な個人の立場を峻別し、職場において会社の許可なく、政治、宗教、自治会、ボランティア、サークル等業務と無関係な個人的活動を行わない。

## VI コンプライアンス委員会の設置（勇気の扉）

### (1) コンプライアンスの実践は私たち自身

企業のコンプライアンスは、企業内の役員および社員の一人一人が、コンプライアンスの意義をよく理解し、企業活動のみならず社会生活においてもコンプライアンスに適った行動を取ることによって実践される。コンプライアンス教育および実践監査を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

### (2) コンプライアンス相談窓口（勇気の扉）

コンプライアンス上の問題がある行為の相談や知った場合の報告は、原則として職制ラインを通じて行うが、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、コンプライアンス相談窓口を設置する。

#### 相談のルール

報告・相談は匿名とするが、報告者の秘密を厳守する。

（報告者が希望する場合は名前を伏せる。）

職制ラインまたはコンプライアンス相談窓口で報告・相談を行ったことにより、不利益な処遇を受けたと思われる者は、コンプライアンス委員会に相談することができる。

報告を受けたコンプライアンス委員会は、速やかにコンプライアンス委員会の下に調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに、コンプライアンス委員会として、再発防止策を含む対応についての提言を行う。

### (3) 違反行為への対応

このマニュアルに反する行為を発見した場合や、上司から指示を受けた場合、あるいは不注意によって自ら行った場合は、勇気をもって報告してください。なお、このマニュアルの違反行為に対する罰則については、就業規則等に基づき判断される。

## VII 改定履歴

改定番号	改定年月日	改定内容
Rev. 0	2014年3月27日	初版発行
Rev1	2017年4月11日	第2版 発行 東京版から全国版に変更 改訂履歴の追加
Rev2	2024年12月21日	第3版 発行 II 目的の柱書内容の追加 V 遵守項目に以下を追加 ・安全衛生方針 ・機微技術管理 機密を秘密に変更
Rev3	2025年12月21日	第4版 発行 7. 地球環境の保全 (3) 項を追加